

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案要綱

最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長する必要がある。このため、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正することとする。

第一 再生支援決定等の期限の延長

再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成 30 年 3 月 31 日）を平成 33 年 3 月 31 日に延長する。

（第 25 条・第 32 条の 2・第 32 条の 12・第 32 条の 13 関係）

第二 業務の完了期限の延長

第一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成 35 年 3 月 31 日）を平成 38 年 3 月 31 日に延長する。

（第 33 条関係）

第三 附則

この法律の施行期日、この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めることとする。

（附則関係）